

豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業

(2024年8月開始)

タクシー・レンタカー会社用マニュアル

Ver.2(2024/9/4)

**本マニュアルは随時アップデートを行います。
お読みになる前に最新版であるかご確認ください。**

タクシー、レンタカーを旅行会社が造成する旅行商品に組み込んで販売する場合は、
マニュアル(旅行会社用)をご確認ください。

1. はじめに

本マニュアルは、「豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業」実施要項(タクシー・レンタカー会社用)(以下「実施要項」)に基づき作成するもので、「豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業」の実施に必要な事項を定めるものです。

本事業の参加や実施に当たっては、本マニュアルをご確認いただき、不明点等がございましたら、豪雨被災地域送客促進事業事務局(以下「事務局」)までお問い合わせください。

～豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業とは～

令和2年7月豪雨災害により甚大な被害を受けた球磨川流域12市町村及び津奈木町(以下「豪雨被災地域」)においては、宿泊者数がいまだに被災前の水準まで回復していません。そこで、豪雨被災地域への更なる送客を促進し、観光需要回復を後押しするため、豪雨被災地域を目的地とする観光バス等を組み込んだ旅行商品、タクシー費用やレンタカー費用に対し、助成をします。

～豪雨被災地域(対象地域)～

八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

2. 事業概要

(1) 助成内容

本事業へ参加登録を行ったタクシー会社及びレンタカー会社が、豪雨被災地域を目的とした旅行行程の確認を確実に実施する場合、**観光タクシー、レンタカー費用に対して**助成(タクシー、レンタカー会社へ助成)します。

※タクシー会社とは、熊本県内外のタクシー事業者で、本事業に参加登録を行った事業者(以下「登録事業者」)です。

レンタカー会社とは、熊本県内及び鹿児島県内に営業所を有するレンタカー事業者で、本事業に参加登録を行った事業者(以下「登録事業者」)です。

※直接助成ではなく、タクシー、レンタカーを旅行会社が造成する旅行商品に組み込んで販売することを想定する事業者は、本事業への参加登録は必要ありません。

(2) 対象期間

令和6年8月23日(金)(出発日)～令和7年1月31日(金)(帰着日)まで

※対象期間にかかわらず、予算がなくなり次第、終了します。

※既存予約は原則助成対象外となります。

(3)教育旅行の取扱い

本事業において、公費で支払われる教員等の出張については、助成対象外とします。

(4)利用回数制限

利用回数は制限はしませんが、登録事業者が計画的な販売等を行うために利用回数制限を設けることは問題ありません。

(5)他事業との併用について

本事業以外の事業(宿泊助成、交通機関への助成)との併用は可能です。

ただし、併用にあたっては、利用者(旅行者)の実質負担額が0円を下回らないことが条件で、他の事業との併用を行う場合は、事前に事務局に申し出て、併用の可否について確認を行ってください。

(6)助成の対象となる商品

・登録事業者が造成する商品(プラン)のうち、**事前に対象商品確認申請書(様式第4号)により申請し、事務局の審査を経て承認を受けたものを助成対象とします。**

商品を販売する前に事務局にて商品のチェックを行いますので、行程表や見積書等の旅行内容がわかる書類の提出をお願いいたします。

※なお、レンタカーについては事前の商品のチェック・申請は必須ではございません。

利用者の実質負担額が0円を下回らないように管理徹底をお願いいたします。

・助成対象商品の販売にあたっては、募集パンフレット等に**本事業の対象であること及び助成金が登録事業者へ直接支払われることを明示してください。**

また、割引前後の価格の表示については、各事業者判断とし、表示する場合は、取消料は「割引前」の代金を算出基準とすることを明示してください。

・なお、本事業の対象であることを明示する際は、**必ず正式名称「豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業」を使用してください。**

(7)登録決定通知書(様式第2号)について

・本事業への参加申込後、事務局で審査を行った後に、登録決定通知書(様式第2号)を事務局よりお送りいたします。通知後に参加登録決定となりますので、**必ず通知日以降に、(6)の事務局の審査・承認を受けたうえで、対象商品の販売をお願いいたします。**

・登録決定通知書には、参加申込書(様式第1号)でご記入いただいた希望額をもとに助成上限額(以下、「販売枠」)を各事業者ごとに割り当てを行い、金額を記載をしておりますので、**必ずご確認のうえ、販売枠を超えることがないように管理の徹底をお願いいたします。**

事務局に許可なく販売枠を超過して販売した場合は、助成対象外となりますので、ご注意ください。

なお、販売枠が残りわずかとなった場合は、事務局までご相談ください。

(助成金原資の残額によっては追加ができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。)

また、販売枠の執行状況の確認のために、事務局より経過報告の依頼を行うことがございますので、その際は速やかにご報告をお願いいたします。(日々の販売枠の管理をお願いします。)

3. 観光タクシー料金に対する助成

(1) 助成要件

熊本県内外のタクシー事業者が旅行行程の確認を確実に実施する場合に限り、豪雨被災地域内を周遊する観光タクシー費用に対して、タクシー事業者へ助成を行います。

豪雨被災地域内を周遊する観光タクシーが組み込まれた商品とすること。

なお、観光タクシーとは、観光を目的とし、あらかじめ行程と料金が決まっているタクシーを言います。

また、周遊とは豪雨被災地域内の3カ所以上を目的地として行程に組み込むことを言います。ただし、トイレ休憩のためのみで立ち寄る場合は、目的地としてみなしません。

※観光タクシーについては、宿泊の有無は問いません。

(助成対象例)

①出発(豪雨被災地域外)⇒豪雨被災地域内A村(食事)

⇒豪雨被災地内B町⇒(見学)⇒豪雨被災地内C市(体験)⇒帰着

②出発(豪雨被災地域外)⇒豪雨被災地域外(体験)⇒豪雨被災地域内D村(食事)

豪雨被災地内E町⇒(見学)⇒豪雨被災地内F市(体験)⇒帰着

③出発(豪雨被災地域内)⇒豪雨被災地域内G村(食事)

⇒豪雨被災地内H町⇒(見学)⇒豪雨被災地内J市(体験)⇒帰着

(2) 助成金額

助成対象	助成上限額
タクシー	1台当たり 4千円

※ただし、タクシー料金が助成上限額を下回る場合は、料金までを助成する。

例：人吉周遊タクシープラン1台5,000円の場合

助成上限額は1台当たり4,000円のため、助成金は4,000円×1台＝4,000円となります。

4. レンタカー料金に対する助成

(1) 助成要件

豪雨被災地域内に宿泊することかつ、レンタカーの借上げ場所及び返却場所は、双方とも熊本県内又は鹿児島県内であることを条件としたレンタカー費用に対して、レンタカー事業者へ助成を行います。

※日帰り旅行は対象外です。

(助成対象例)

① 出発(豪雨被災地域外)⇒豪雨被災地域内K市(宿泊)⇒帰着

② 出発(豪雨被災地域外)⇒豪雨被災地域内L村(昼食)

⇒豪雨被災地域内M町(宿泊)⇒豪雨被災地域内N村(見学)⇒帰着

(2) 助成金額

助成対象	助成上限額
レンタカー	(宿泊) 1台当たり 4千円

※ただし、レンタカー料金が助成上限額を下回る場合は、料金額までを助成する。

例: レンタカープラン1台3,500円の場合

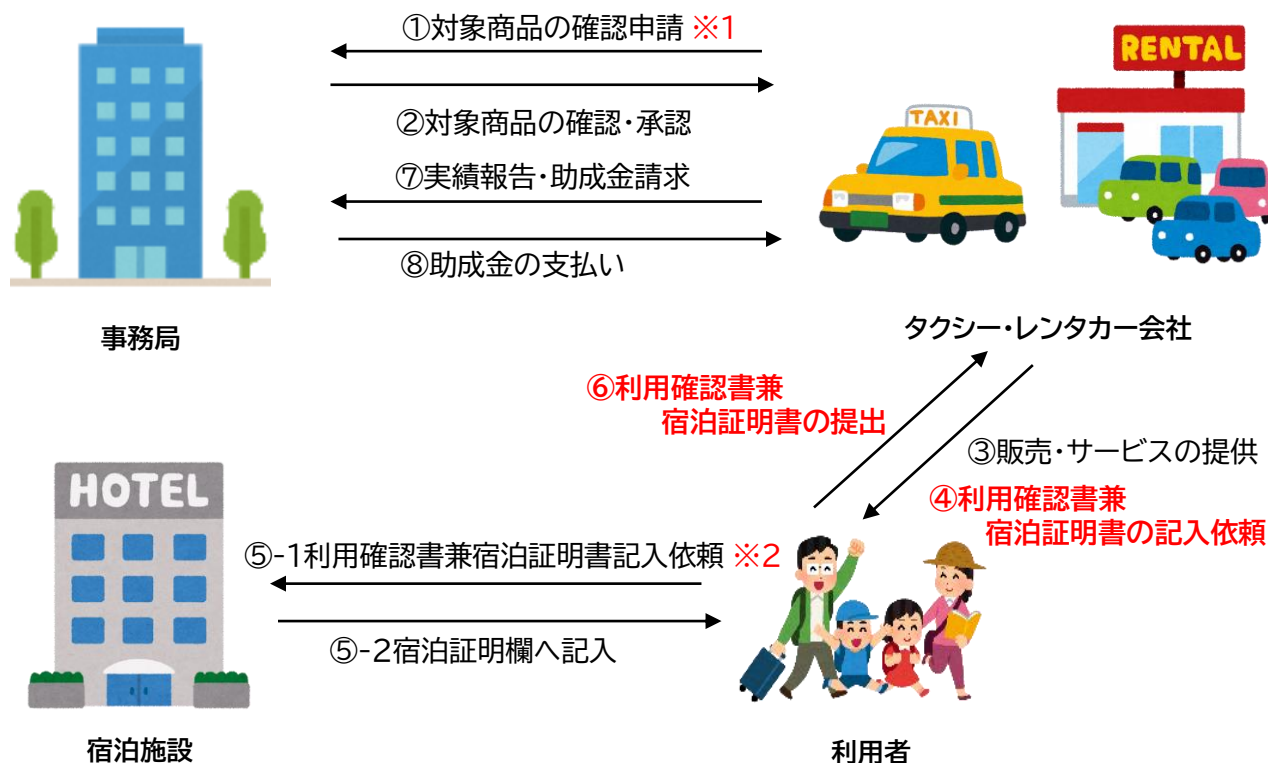
助成上限額は1台当たり4,000円ですが、下回る場合は、利用料金までの助成のため、助成金は3,500円×1台=3,500円となります。

4. 助成金申請および実績報告の手続き

(1) 助成金申請者

本事業に参加登録をしたタクシー、レンタカー会社が対象となります。複数の事業所がある場合は、1つの事業所で取りまとめて助成金の申請をお願いいたします。

(2) 事業フロー図



※1 対象商品を販売する前に、本事業の助成要件に合致しているかを確認するため、事務局にて事前に対象商品をチェックいたします。商品(プラン)内容がわかるものを添付のうえ、対象商品確認申請書(様式第4号)の提出をお願いいたします。

※2 レンタカー利用の場合のみ、宿泊証明が必要となるため、必ず利用者に宿泊施設から宿泊証明欄に記入をいただき、レンタカー返却時に提出するようご案内ください。

(3) 精算スケジュール

実績報告は2か月に1回実施する予定です。各スケジュール以下のとおりです。また、実績報告に係る書類は電子メール・FAXで受け付けます。提出先はP.8事務局までお願いいたします。

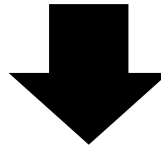
	対象期間	書類提出〆切日	助成金振込日
第1回	8月23日(金)~9月30日(月)	10月10日(木)	~10月31日(木)
第2回	10月1日(火)~11月30日(土)	12月10日(火)	~12月27日(金)
第3回	12月1日(日)~1月31日(金)	2月10日(月)	~2月28日(金)

月末にかかわる旅行は帰着日ベースで実績報告をお願いいたします。
例: 9/30(月)出発~10/1(火)帰着の場合、第2回で実績報告

(4)対象商品販売～実績報告に必要な書類

(対象商品の事前チェック)
※レンタカーの場合は省略が可能

- ①対象商品確認申請書(様式第4号)
- ②プラン内容がわかる書類(案内書面等)



催行後の実績報告

(実績報告)

- ①実績報告書(様式第5号)
- ②販売内訳書(様式第6号)
- ③利用確認書兼宿泊証明書(様式第7号の2)
※レンタカー利用の場合のみ、宿泊施設による宿泊証明欄の記入が必須
- ④請求書(様式第8号)
- ⑤利用者からの入金を確認できるもの(領収証、請求書等)
- ⑥商品(プラン)内容を確認できる書類(案内書面等)

(5)利用者が宿泊したことを証する書類/ 利用者からの入金を確認できるもの(例)

①利用者が宿泊したことを証する書類(レンタカー利用の場合)

所定様式の利用確認書兼宿泊証明書(様式第7号の2)に宿泊証明欄を設けておりますので、宿泊施設の記入を確認のうえ、提出をお願いいたします。

②利用者からの入金を確認できるもの

例:領収証・請求書・仕訳帳・現金出納帳・総勘定元帳の写しなど

(お金の流れが分かり元値が確認できるもので、税込み、税抜き表記が無ければ明記)

(6)不正請求の確認・対応等

申請内容の適切性を確認するため、書類の追加提出を求めるとともに、熊本県、熊本県観光連盟及び事務局が調査を行う可能性があります。

仮に不正受給が発覚した場合には、本事業の参加事業者登録の取り消しを行うとともに、捜査機関への通報対象とし、事業者名の公表、不正受給分の返還請求を行います。

(7)事業参加申込みについて

事業者説明会后、ご連絡いただいたメールアドレス宛に実施要項及び参加申込書(様式第1号)をお送りいたしますので、本事業へ参加希望の場合は、参加申込書(様式第1号)に必要な事項をご記入のうえ、以下必要書類と合わせて事務局までご提出をお願いいたします。後日、販売枠を記載した登録決定通知書(様式第2号)をメールにてお送りいたします。

【必要書類】

- ・参加申込書(様式第1号)
- ・営業許可証の写し
- ・口座情報がわかる書類(通帳の写し、ネットバンキングの画面等)

【対象事業者】

熊本県内外のタクシー事業者

熊本県内及び鹿児島県内に営業所を有するレンタカー会社

【募集期間】

令和6年8月16日(金)～随時受付

※ただし申込状況によっては新規の受付ができない場合もございます。

(8)問い合わせ先

豪雨被災地域送客促進事業事務局

TEL:050-8887-8762

FAX:096-322-7453

mail:kumamoto_kennan@nta.co.jp

※受付時間:10:00～16:00 (土日・祝日・年末年始は休業)

6. 更新内容

Ver.	更新日	内容
Ver.1	2024年 8月16日(金)	
Ver.2	2024年 9月4日(水)	P.3(6) ・対象商品販売時の明示事項を修正しました。 P.8(7) ・募集期間を変更しました。